

足立区飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区長が動物愛護相談支援窓口事業実施要綱（4足足保生発第586号 令和4年5月31日衛生部長決定。以下「事業実施要綱」という。）第6条の2第4項の規定に基づき、飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を実施することに関して必要な事項を定めることにより、地域猫活動協力員に対し、その活動の支援を行うことで、区内に生息する飼い主のいない猫の不必要な繁殖による増加を抑制し、もって地域住民の生活環境等への被害、迷惑等の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊去勢手術 雌雄の猫に関して生殖を不能にするための手術を行うこと（獣医師が当該手術を行った場合又は当該手術時に同様の手術が既実施されていたことを確認した場合において、当該手術が実施されていることが識別できるよう耳の一部を切除する措置も含む。）をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない、所有者のいない猫をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域が管理する猫として地域住民によって繁殖やふん尿、餌やり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫をいう。
- (4) 地域猫活動協力員 足立区地域猫活動協力員の登録等に関する要綱（4足足保生発第1063号 令和4年7月25日 区長決定。以下「登録要綱」という。）の規定により足立区地域猫活動協力員として登録を受けた者をいう。
- (5) 相談支援窓口運営者 事業実施要綱第3条各号に規定する支援事業の実施等を区から委託された者をいう。

(不妊去勢手術事業の支援利用に係る要件)

第3条 事業実施要綱第3条第4号に規定する飼い主のいない猫対策に係る事業として実施する、飼い主のいない猫に係る不妊去勢手術（以下「本件事業」という。）の利用を希望する者は、足立区地域猫活動協力員の登録を受けており、かつ、次の各号に掲げる要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 本件事業により不妊去勢手術を実施した後に、元の地域に戻す当該猫の引き渡しを受け、当該猫を元の地域に戻した後も地域猫としてふん尿、餌やり等について適切に管理することに努めること。
- (2) 区が定期又は随時に、当該猫の飼養管理の状況や自身の活動内容等について、電話やメール等で照会し、又は必要に応じて現地で調査する等の方法で確認した場

合、これに協力し、報告すること。

(3) 登録要綱第7条に規定する足立区地域猫活動協力員の登録期間において、当該支援対象者の申請により、本件事業の利用で不妊去勢手術を施術した飼い主のいない猫が10匹未満であること。

(地域猫活動協力員による申請)

第4条 本件事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、事業実施要綱第8条第1項に規定する動物愛護相談支援窓口支援利用申請書により、区長に対し、本件事業の実施について利用申請するものとする。この場合において、不妊去勢手術を実施する予定の飼い主のいない猫についての現在の所在地、特徴等を可能な限り詳細に記載しなければならない。

(事業の実施の決定又は非実施の場合の通知)

第5条 区長は、前条の規定により申請がされた場合は、これを審査し、本件事業の実施について決定する。

2 区長は、前項の規定により本件事業に係る支援を実施すると決定した場合は、相談支援窓口運営者に不妊去勢手術の実施に係る業務発注書を交付する。この場合において、区長は、申請者に対し、当該支援決定について通知するものとする。

3 区長は、本件事業による支援を実施しないと決定した場合は、支援申請の却下決定を行い、支援申請却下決定通知書を申請者に交付する。この場合において、実施しない旨の支援申請却下決定通知書には、その理由を付すものとする。

(利用申請の取り下げ)

第6条 申請者は、当該利用申請を取り下げる場合、区長に対し、口頭又は文書でその旨を通知する。

(手術の実施)

第7条 第5条第2項の規定による業務発注書の交付を受けた相談支援窓口運営者は、申請者の飼い主のいない猫についての不妊去勢手術実施に向けた捕獲等補助作業を行い、不妊去勢手術を実施できる動物病院等に当該猫を移送し、不妊去勢手術実施後においては当該猫を本件事業の実施を利用申請した足立区地域猫活動協力員に引き渡すものとする。

(改善指導)

第8条 区長は、第5条第2項の規定により本件事業の実施決定を受けた者が第3条第1号又は第2号に規定する要件（以下、この条において「遵守要件」という。）を満たしていないと認めた場合は、当該実施決定を受けた者に対して、遵守要件として適正に実施すべき事項を実施するよう改善指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（4足足保生発第1644号 令和4年10月17日衛生部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。